

『浮穴小 よい子のくらし』

『浮穴小 よい子のくらし』検討委員会

◇ 服装等について

1 通学帽子

交通安全上、黄色帽子を必ずかぶり、帽章を付けます。

2 通学服

学習に適した服装にします。

(1) 服装の着用の仕方

ア ボタンやファスナーのあるものは、必ず前を留めます。

(2) 望ましくない服装

ア ファッション性を重視したもの

イ 体のサイズに合っていないもの（裾を引きずっているズボン、長い袖の上着など）

ウ そでのない服、極端に短いスカートやショートパンツ（太ももの半分より短いもの）
（不審者対策として）

(3) 冬の服装等

ア 気候や体調に応じて着ます。

イ 厚手の防寒着は教室ではぬぎます。

ウ 登下校中のマフラー、ネックウォーマー、手袋は着用できます。
（長いマフラー・耳当ては使いません。）

エ ベンチコートなどひざ丈より長いものは着ません。

オ 携帯用カイロは、健康状態に応じて人の目に付かないようにして使います。

3 名札

(1) 校内では、見えるように必ず付けます。

(2) バッジやシールなどを貼りません。

4 通学靴

運動に適したものをはきます。

5 傘

雨天時は、交通安全上、黄色の傘を使います。（傘には必ず記名する）

6 体操服

(1) 『浮穴小 よい子のくらし』検討委員会で定めたものを原則とします。

（転入生は前の学校のものでもかまいません。）

(2) ゼッケンを体操服に付けます。

7 式典等（入学式、始業式、終業式、卒業式など）の服装

黒・白・紺・グレーを基調とした派手でない式典等にふさわしい服装にします。

8 頭髮等

学習に適した、小学生らしい清潔な頭髮、身なりにします。

◇ 持ち物等について

1 カバン

(1) ランドセルまたはランドセル型のカバンを原則とします。

（ショルダーバック、肩掛けカバンは使いません。）

(2) アクセサリー的な物をぶら下げません。

2 持ち物

(1) 持ち物には名前を書きます。

- (2) 学習に関係のないものは持ってきません。
- (3) **持ってきてはいけないもの**
漫画、ゲーム、シャープペンシル、遊びの要素やファッション性が強い文具（バトル鉛筆、飾りのついた鉛筆など）、お菓子など
- (4) **携帯電話は持ってきません。**

◇ 校外生活について

1 外出について

- (1) 小学生らしい服装で外出します。
- (2) **校区外へ外出するときは、原則としてお家の方といっしょに行きます。**
- (3) お店には買い物以外の目的で行きません。
- (4) 休日は、午前 10 時まで自分の家で過ごします。
- (5) **日没までには、帰宅します。（4～10月…午後6時、11～3月…午後5時が目安）**
- (6) 子どもだけで夜間外出や外泊はしません。
- (7) 交通安全に気を付けます。
- (8) 外出するときには、「だれと、どこへ、何をしに行き、いつ帰る」を家の人に言います。
- (9) できるだけ一人で外出しません。
- (10) 知らない人の誘いにのりません。
- (11) **大人の人が誰もいない家の中では遊びません。（家の中に入れない、入らない）**
- (12) 不審者・変質者に出会った時の対応
イカ の お す し
「ついて行かない・車に乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・大人に知らせる」。

2 玩具類の取り扱いについて

- (1) モデルガン、エアガン（BB弾）、ガス銃、火薬類などの危険を伴うものは持ちません。
- (2) 花火は、保護者または責任もてる大人といっしょにします。

3 水泳について

- (1) 遊泳禁止区域（泉を含む）では、絶対泳ぎません。
- (2) ヤス、水中銃等、危険な物は使用しません。

4 その他

- (1) **お金や物の貸し借りは絶対しません。**
- (2) 文具等をあげたり、もらったりしません。
- (3) おごったり、おごってもらったりしません。
- (4) カードやゲームソフトなどの交換や売買はしません。
- (5) **万引きは絶対しません。**
- (6) **火遊びは絶対しません。**
- (7) 危険な遊びやいたずらをしません。
- (8) 空き家、田畑、他人の敷地に勝手に入ったり、遊んだりしません。
- (9) 学校内でお菓子を食ったり、ジュースを飲んだりしません。（休日も同じです）
- ※ ただし、ホタル祭など大人の人と一緒にの行事は例外です。
- (10) **携帯電話やスマートフォンやインターネットを使う場合は、家庭でルールを作り、他人の悪口やうわさを絶対に書き込みません。また、友だちの写真や映像などインターネット上に載せません。**

付 則

- 1 この「よい子のくらし」は、平成18年4月20日から実施しています。
- 2 平成20年4月1日に一部改訂しました。
- 3 平成22年7月8日に一部改訂しました。
- 4 平成27年5月25日に一部改訂しました。
- 5 平成29年7月6日に一部改訂しました。
- 6 令和 元年7月12日に一部改訂しました。
- 7 令和 8年2月13日に一部改訂しました。